

## 令和元年度 第1回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和元年9月10日（火） 午後7時～9時  
会 場 武蔵野市役所 第111会議室  
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、  
武田委員、竹内委員、中村委員、渡辺委員  
欠席委員 三上委員  
傍 聴 者 1名

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 市長挨拶（省略）

### 4 自己紹介（省略）

### 5 会長選任及び副会長指名

互選により会長に権丈英子委員が決定

会長指名により副会長に小林智子委員が決定

### 6 議 題

（1）男女平等推進審議会運営に関する基準等について

（2）令和元年度武蔵野市男女平等推進審議会の審議予定について

（3）武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置について

（4）性的指向・性自認に関する電話相談の開始について

（5）男女平等に関する苦情申し立てについて

（6）第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画  
事業予定状況の評価について

（7）その他

■議題（1）男女平等推進審議会運営に関する基準等について

■議題（2）令和元年度武蔵野市男女平等推進審議会の審議予定について

資料2、資料4に基づき事務局より説明。一質疑なく承認。

■議題（3）武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置について

■議題（4）性的指向・性自認に関する電話相談の開始について

資料5、資料6に基づき事務局より説明。

【会長】 何かご質問はあるか。

【副会長】 スケジュールに関してだが、多様性の尊重に関する庁内研究会が今年度中に報告書を作成し、それを受けて令和2年度中に当審議会で審議、答申を行うことを予定しているのか。

【会長】 今回は庁内研究会でたたき台になる報告書をつくり、審議会と別に検討会を立ち上げないで、この場で審議するというを考えているということだ。

【副会長】 性的指向・性自認に関する電話相談については、どういった個人、団体が相談に対応するのかということが、大事なところである。また3時間という枠の中で、何度かけても出ないことになることも、状況によってはあり得ると思うが、電話を受ける体制は、どのような形になっているか。

【男女平等推進担当課長】 電話相談の委託先は、「NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の専門相談員が受ける。本市は月1回、第2水曜日だが、多摩地域、また東京都といった広域で考えるという形で進めたい。

【副会長】 武蔵野市民ということで区切っていないということか。

【男女平等推進担当課長】 市民に限定していない。相談者の都合に合わせて、広く受けていければ良いと思っているので、相談日が他区・市と被らないようにしている。

【委員】 性的指向・性自認に関する電話相談だが、電話がつながらない状態に対して、どういう対策があるか。また、相談内容の統計をとる予定があるのか、伺いたい。

【男女平等推進担当課長】 電話がつながらない対策として、他区・市の相談日の状況などを一覧表にして対応することも考えている。また、プライバシーに最大限配慮したうえで、相談内容の区分に関しては、一定統計をとる必要があると考えている。

【事務局】 四半期に1回、相談員とケース会議を予定している。統計の区分をどうしたらいいのか検討している。

【会長】 周知・広報の方法はどうか。

【男女平等推進担当課長】 市報、ホームページ、チラシを都内の類似施設に送付する。

【委員】 専門相談員が相談に応じることをチラシに入れたら、安心する。

【男女平等推進担当課長】 そのようにしたい。

【委員】 委託先のNPOは、セクシュアル・マイノリティの相談事業では、トップに名前が出てくるような団体なので安心だ。

【委員】 武蔵野市では、当事者からの相談はあるか。

【副会長】 性的指向や性自認のセクシュアル・マイノリティの方からの要請があったのかということか、それともマイノリティの方たちに直接お話を伺う機会があったほうがということか。

【委員】 今お話しになったのは、パートナーシップ制度について直接市民から希望を吸い上げたいというお話だと思うが、今、議題になっているのは「にじいろ電話相談室」の件ではないのか。考え方として、電話相談の中で、パートナーシップについて武蔵野市ではどういう取り組みをしているのか、といった質問等が聞ければ、吸い上げられるチャンネルの一つになると思う。

【委員】 私の意見もそのとおりである。

【委員】 これは、非常に大事なポイントである。上から新しい条例をつくるということではなく、市民の声を聞いて、実際にどういうことが必要なのかというのを聞いた上で、条例を改正する、捉えるということ、そういう方向性で考えたほうがいいのかと思う。

【副会長】 ただ、電話相談に限って言えば、秘密厳守を前提としてやっているもので、もしそういう機会を設けるのであれば、この電話相談ではないほうがいいのか。

【市民活動担当部長】 重要な条例等であれば、パブリックコメントなど、市民の皆様からご意見を伺うこともある。今後皆様にご審議いただく先に、条例案といった形で出てきた場合には、市民の皆様の声も伺いながら、当事者だけではない、ほかの多様性も認め合っていくまちづくりのためには、皆様のご意見を賜ってからということだと思う。今後、武田委員、竹内委員のおっしゃるような意見の吸い上げは、していきたいと思っている。

【委員】 日本語の対応だけか。せめて英語があったほうがいいのか。

【市民活動担当部長】 武蔵野には国際交流協会があるので、そちらから情報をとってみたい。何かわかれば、こちらで提供していきたい。

■議題（５）男女平等に関する苦情申し立てについて

資料７に基づき事務局より説明。

【会長】 何かご質問はあるか。

【副会長】 条例では必要な事項を規則で定めるということになっているが、規則はつくっているか。

【事務局】 規則の中で、細かい手続を定めている。今回の説明資料は、ホームページで公開している内容である。

【男女平等推進担当課長】 現在、苦情は１件提出されている。

【会長】 施行規則は、ホームページで確認できるか。

【事務局】 条例・規則はホームページで確認ができる。

■議題（６）第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定状況の評価について

【会長】 議題６については、分けて説明をお願いします。まず、最初の各種委員会等女性比率、数値目標推進状況について、事務局から説明されたい。

資料８、９、１０、１１に基づき事務局より説明。

【会長】 ここまでのことについて、何かご質問はあるか。

【委員】 職員の女性比率が５０．３７％だが、非常勤の職員の割合はどうなっているか。

【男女平等推進担当課長】 常勤の職員のみ的人数である。

【副会長】 派遣の職員を含むというのは、どのような意味か。

【男女平等推進担当課長】 市役所の職員で、他団体、例えば東京都や文化事業団などに派遣されている職員を含むということである。

【委員】 非常勤の全体を含めた調査や、統計はあるか。

【市民活動担当部長】 今まで嘱託職員については、各主管課で採用という形だったので、市役所全体の統計はなかった。来年度から会計年度任用職員に変わり、嘱託職員という形ではなくなるので、数字としてでるのではないか。

【副会長】 資料11の数値目標の推進状況についてだが、表中、病児・病後児保育、一時保育、保育提供事業等の数値が、目標と現状で乖離がある。この原因がわかるか。

【男女平等推進担当課長】 担当課の課長が出席したときに尋ねられるようにしたい。

【委員】 資料9の武蔵野市の職員の女性比率にだが、年齢構成の比率がわからないか。表を見ると採用は女性の比率が高く、主任、係長のあたりで抜けていってしまうのではないか。20代、30代では女性の比率が高く、比率を稼いでいるのは若い人ではないか。そうすると、その年代で離職してしまう原因がわかるのではないか。それから、どうしても年齢比が違ったりすると、長い目で見ていかないと女性が増えていかないということで、女性の係長や課長補佐クラスの採用があるのかとか、そんなことから、まず統計を見てみたいというのが希望である。

【会長】 データとしてはあるのではないか。20代で女性が6割、30代で5割、40代になると少なくなるといった、そういうことがわかれば、その中から管理職になっている人たちの割合も想像がつく。

【副会長】 数字として出していただいたほうがクリアになる。市役所の女性の方は、よほどのことがなければやめない気がする。

【会長】 おそらく継続就業している方が多いとは思う。しかし、管理職になるというのは、まだかなと推察する。

【市民活動担当部長】 実体験からいうと、子育てもしやすいということなので、民間企業よりは離職は少ないのではないかなと思う。

【会長】 定着率は高いと思われる。

【市民活動担当部長】 管理職になるに従って女性の比率は少なくなっていくというのは、明らかどころである。

【会長】 女性割合は高いけれども、管理職になっていないということか。

【委員】 28年4月あたりのところが、一つの山の踊り場で、伸びている。それまで停滞していた、課長補佐のところは顕著だが、41%がずっと4年間ぐらい続いて、その後ですっと伸びている。このままの比率でいくと、女性のほうが多くなるのではないか。

【会長】 ほかに何かあるか。

【委員】 資料11、男性の育児休業の取得率が5割を超えており、びっくりしている。ぜひ取得日数の傾向も見たいので、お願いしたい。先ほどの話にも出てきた女性の育児休業の取得率について、離職された方も分母に含めているかとか、そういうデータも見たい。

【会長】 これは昨年度も要望があった。育児休業の取得の日数も、人事課長が出席するときに、資料として提出していただきたい。

【副会長】 先ほどの保育提供事業で3歳以上と、3歳未満で分けているが、達成状況については分けられていない。可能なら目標と現状を、合わせた形で説明いただけると、わかりやすい。

【会長】 今回、数値目標の形で提出を求めたが、今後は第2回、第3回と各担当課長が出席するので、特にこういった資料が必要だということがあれば、事前に事務局にお伝えいただきたい。

【委員】 今、委員の皆様から出たような話は、この計画をつくる時に結構出ており、管理職に、なぜなれないのか、なぜならないのかというのは、なりたくないだけじゃない、なるような条件がそろわないといったことを書き込んだと思う。

それから、男性の育児休業の取得の割合だけはいいのだけれども、日数が非常に少ない。本当の意味での育児休業というのは、もちろんパーセンテージが上がることも大事だが、実際に女性が働くためにそのところは、繰り返し言っても切りがないほどであるので、本当にそのところはよろしくお願いしたいと思う。

【会長】 議題の続きに入りたい。第三次男女共同参画計画事業実績の評価について、事務局から説明されたい。

資料12に基づき事務局より説明。

【男女平等推進担当課長】 これは昨年度、本審議会で、第三次男女共同参画計画の進捗状況の評価をしたものである。各施策について、二重丸の「順調である」から、バツの「不十分である」まで4段階の評価をしていただく。また、全体に関しての審議会の総評も最初のページで行っていただいている。

【会長】 こういった形で、今年度も評価していきたいということの見本であると同時に、昨年度、本審議会でのどのような評価をしたかということの確認である。

それでは、次の第三次の進捗状況報告書について、事務局より説明をお願いしたい。

本日は基本目標のⅠ、男女平等の意識を育むまちと、基本目標Ⅳ、男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまちという部分について扱いたい。本日の担当課は、男女平等推進センターと指導課である。

【男女平等推進担当課長】 では男女平等推進センターから説明したい。資料13の1ページ目をご覧いただきたい。評価基準について、Aは「順調または目標達成」、Bは「概ね順調だが、さらに工夫が必要」、Cが「検討が必要」、Dが「実施せず」ということで、主にAとC・Dについて説明させていただきたい。

先ず基本目標Ⅰである。事業番号1の生涯学習スポーツ課がA評価である。武蔵野地域五大学の協力で、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを実施したとなっている。昨年度の評価の中で、該当する講座を示すようにということだったので、地域自由大学正規科目である、「ジェンダーの社会学」「政治とジェンダー」「人権とジェンダー」を成蹊大学で実施した。ほかに武蔵野プレイス主催事業として、「少しのことでこんなに変わる！子育て夫婦のパートナーシップ講座」を行ったことを記載した。

事業番号4の図書館における情報提供では、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館で特設コーナーを設けて図書展示を行っている。昨年度までは、中央図書館、武蔵野プレイスで実施していたところ、30年度から、新たに吉祥寺図書館でも展示を開始したということで、A評価である。

事業番号5、「まなこ」「そよ風」の発行では、「まなこ」について、地域活動、家事労働ハラスメント、スマホに潜む性的搾取を特集。また、第四次男女平等推進計画の答申についても掲載し、情報提供をしている。さらに市民会館文化祭におけるパネル展示で、「まなこ」の紹介、特集テーマに関連する図書展示を行ったということで、A評価をさせていただいている。

事業番号11の生涯学習スポーツ課の地域五大学の講座等をA評価としている。

事業番号12の行政刊行物の表現の見直し、秘書広報課と、男女平等推進センターが担当だが、こちらは2つともC評価になっている。昨年度、行政刊行物だけでなく、電話・窓口応答のガイドラインを総合的に検討するとしたが、昨年度評価で、まず行政刊行物ガイドラインを作成すべきとのご意見をいただいた。このことについては、第四次計画事業番号104で、行政刊行物の表現の見直しとして、秘書広報課で刊行

物について既存ルールを整理するとともに、作成の手引の内容の検討・精査を進めるとしており、男女平等推進担当としても、この手引に男女平等の視点が入るように協力して進めたいと考えている。

続いて基本目標のⅣ、男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまちについて説明する。事業番号97人材育成の推進、これは市役所の人材育成である。人事課が、女性職員それぞれが思い描くキャリアプランを後押しすることを目的に女性活躍に関する講演会を実施した。日経BPの麓幸子氏を講師とした講演会と、講師と市長、市の職員によるパネルディスカッションという形で、有意義で活発な研修となった。また、ハラスメント防止研修も、前年は主事・主任向け、30年度は管理職に向けて実施しており、A評価になっている。先ほどの女性職員の活躍推進に関する講演会は、男女平等推進担当も共催で実施しているので、こちらはB評価とした。

事業番号102の「まなこ」「そよ風」の発行は、事業番号5の再掲である。

**【委員】** 続いて指導課から説明する。基本目標Ⅰ、基本施策2、施策(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進は、学校教育の内容であり、特段この場で評価Aというものはなく、B評価、おおむね順調が全体的な傾向である。

まず、事業番号6男女平等教育の推進の部分については、人権教育の中で男女平等については取り扱っていくということになっており、子どもたちを対象に、人権教育の中で実施がされているということである。事業番号7については、先生方を対象にする内容になっており、市立小・中学校の先生方に、各校1名ずつ人権教育推進委員ということでお願いをして、年間5回の研修会を開催している。最初に東京都の教員向けの人権教育プログラムの取り組み内容について指導主事から説明をし、その中に男女平等の考え方も含まれているということになる。また、研修会では成果を報告書としてまとめて、その中で扱った人権課題について、市立小・中学校の先生方に周知を図っているということである。

事業番号8、進路指導という部分で、特に中学生のキャリア教育である。キャリア教育については中学生だけではなく、一人一人がキャリア教育の中で身につけてほしい力をつけられるように、小学校から中学校まで一貫して行っていくものであるが、特に中学校2学年のときに職場体験を実施しているので、そういう内容を書いている。

事業番号9、これも先生方を対象にしたもので、東京都教育委員会も人権教育について取り組みをしている。教員の職層ごとの集合研修を実施している。

事業番号10は、子どもたちを対象にした内容になるが、性に関する指導ということで、学習指導要領に沿った形で、昨年度は実施をしているということである。

事業番号11メディア・リテラシーの向上の真ん中、ここは、メディア・リテラシーの土台になる部分をしっかりつくるという内容が記載されている。子どもたちに対してメディア・リテラシーに関する教育を行ったということと、東京都はSNS東京ルールに基づいて、SNS家庭ルールをつくって、保護者にも呼びかけているということで、その内容を記載させていただいた。

昨年度の取り組み状況と大きく変わっていることはあまり変化なく、着々と確実に男女平等についても、人権についても扱っているという形である。

【会長】 事務局に確認だが、第四次の事業予定はどのように扱うのか。基本的に、第三次の状況報告書で評価をするけれども、今の動きの紹介という形か。

【男女平等推進担当課長】 逐一、関係ある部分については説明させていただきたい。

【会長】 第四次計画の報告書の作成日はいつか。

【事務局】 「事業予定」ということで、第四次計画で定めた事業の目標に対して、今年度やるということを決めた事業ごとの各課の目標を、今回定めている。センターからは各部署に尋ねたのは6、7月ごろである。

【会長】 こういった形で現在やっていることが具体的に見えるというのは、非常によいことと思う。ここまでのことについて、何かご意見、質問はあるか。

【委員】 第四次計画事業予定に「新規」と「継続」、「見直し」、「充実」、とある。「見直し」とはいつの段階のことか、その違いは何か。

【会長】 これは、第四次計画の区分をそのまま使っている。第三次計画から見ると、新規のものと、継続のものと、見直したものということである。

【副会長】 今回評価するのは、平成30年度の事業ということである。昨年は29年度を評価して、改善の提言をしたものが、その時点では30年度事業はほとんど終わっており、それが30年度にそのまま反映されることは困難で、されるとすれば、多分31年度になっていくということで、そのタイムラグが難しいということである。

【会長】 したがって、今現在動いているものを出したという扱いで、見ていけないといけない。資料が2つあって、しかも三次と四次で項目が若干ずれているので、見にくいところはあるが、参考にさせていただきたい。

【副会長】 評価と、三次、四次を比較しながら、ということになる。推移を見るということについて、このつくり方だと、過去のものとは比べることが難しくなっているということか。

【市民活動担当部長】 例えば第四次の事業番号23の工事請負契約における総合評価方式の試行だが、三次計画では30年度は、制度見直しのため試行中止となっているが、四次になって総合評価方式の試行を再開し、男女平等の推進を評価項目に入れ、企業の育児休暇を促進するという事で「見直し」となっている。こうした新しい計画の元年度の事業予定は、少し前向きな事業として反映されている。

【会長】 第三次計画のこの部分が、第四次のここに当たっているといった、一覧表などがあればわかりやすい。もしあれば、参考にしたいが、わざわざつくるほどではない。

【市民活動担当部長】 次に主管課長が来たときに、第四次で例えば充実とか見直しで、何か特筆すべきところがあれば、そこを説明するというにしたい。具体的には見直しや充実、新規とか、そうしたところを説明してもらえればいいのではないか。

【会長】 基本は第三次計画の平成30年度分を評価するということである。加えて現在、新たにやっていることがあれば、紹介するというにしたい。

【副会長】 結局、この時間差を埋めるためにも、何かそこで言えることがあれば、言えたほうが良い。

【会長】 それでは、基本目標IとIVに関して、質問、コメントなどはないか。あわせて、次回くらいには評価シートに評価をしていきたいので、評価の準備ということも兼ねてお願いしたい。

【委員】 男女平等教育の推進、事業番号7の市人権教育推進委員会の年度末につくった研修の報告書は見ることができるか。事業番号8の職場体験学習も、どんなふうに男女平等の視点が生かされているのか、その内容を知りたい。

事業番号10の性に関する指導は、教科書に書いてある内容をやっているということだと思うが、第四次計画期間、今年度から関わってくるとは思うが、東京都では、学習指導要領に書いていないこともできるということを書いて、子どもや保護者のニーズも高いということを手引に書いている。ぜひ今年度は、もうあと半分だが、ぜひ積極的に、さらに進めていただきたいと考えている。

【委員】 まず報告書については、市内の先生方に配付をしているものなので、残部がどれくらいあるかというのはあるが、お渡しすることは可能であると思う。人権教育ということの扱いの中なので、男女平等に特化していないというところは、ご理解いただければと思っている。

先ほどの性教育の手引の話だが、3月28日頃に東京都から、都内の公立学校、小中高、特別支援学校の教員全員に配付されており、東京都のホームページでも、中身を全部見ることができる。ただし、今年度の初めに配付をされているので、その時点で学校はある程度、年間の計画をつくっている部分もあるので、実際にどれくらいの学校が、この性教育の手引の中で扱われている学習指導要領の範囲外の部分を、確実に保護者とも話をしながらやれているかというのは、まだ私もわからないところではある。今回の性教育の手引の取り組みも参考に、実施をしてほしいということは、機会を捉えて話をしていきたいと思っている。

【委員】 もう一点、事業番号6、人権教育の中で、男女平等に関するものがどのくらいやられているか。

【委員】 人権教育の中で、さまざまな人権課題が扱われており、今、大きな領域を占めているのは、いじめである。もちろん、人権課題の中に、女性という人権課題も含まれていて、東京都の人権教育プログラムの中では、男女平等ではなく、女性という人権課題で入っている。その中で扱われているものは、女性の立場のことについての扱いということなので、審議会の場で言われている男女平等ということにつながると思っている。

東京都の人権教育の中では、それぞれたくさん項目があり、人権課題としては、全部で15個載っている。同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者なども扱われており、その中の一つとしての、女性という人権課題として扱われているということになっている。では、どういうところでその学習をさせたらいいのかというのは、この人権教育プログラムの中に記載されていて、毎年これは全教員に配付をされ、その中から、人権教育プログラムの取り組みについて参考にしたうえで、授業をするという形になっている。そういったことなので、必ずやっているかという、なかなか難しいが、例えば人権課題、女性でいえば、小学校6年生で世界に歩み出した日本というなかで、大日本帝国憲法の発布とか日清・日露戦争のときの状況について、学習するが、そのときに、民主主義の意識が高まったこと、その中で女

性の地位向上を求める運動が起きたことを理解するという内容が扱われている。

【副会長】 教科は、社会科になるか。

【委員】 6年生の社会、歴史の勉強の中で行われる。人権教育の資料を見て、そういう視点があるということ認識して、先生方は授業を行う。そういう中で、人権教育はそれぞれの、全ての人権課題の中で扱われているということになっている。

【副会長】 人権教育プログラムが教員に配付されるとのことだが、主にそれを教える教科は何か。

【委員】 教科は社会、道徳、小中学校でいえば総合的な学習の時間や体育。人権課題、女性に限らずお話ししているが、体育であったり、特別活動であったりと、そういう中で取り扱われているということになる。

【委員】 それは教員の側が、自分で選んで教えるということか。

【委員】 年間指導計画の中でそれぞれ、学習の流れは決まっている。例えば先ほどお話ししたような内容を社会の授業の中で扱うというときには、社会の学習をさせることが授業なので、そこに人権上の課題があるということ踏まえた上で、先生方は授業をしていくということになる。先生方が授業をしていく中で、話していく発言の内容や、取り上げ方が、人権課題を意識したものになるということである。

【副会長】 特別に学校教育において、男女平等だけに多くの時間を費やしてほしいというわけではない。男女平等の視点から見たところのものが、具体的にどうなっているのか、毎年どう変わっていったのかということが、この事業実績だけを見てもわからないので、もう少しわかるようにしたいという思いである。

報告書から抜粋して、ここの部分が男女平等の部分にあたるということを見せようとか、職場体験の中の男女平等の視点というのは、例えばこういうことをやっているとかを示してほしい。学習指導要領にない指導もできるということで、来年からは計画できるので、多分実施されるようになるだろうと思うけれども、要領にないことをやるという場合、個々の教師がわりに自由にやるのか。それとも、要領にないものについて、市として、大体こんなことを積み増してやってみようか、みたいな話があって、それを教員の皆さんが実施するのか。

【委員】 最後は性教育の話ということでよろしいか。性教育の手引の中で記載されているが、学習指導要領の内容を超えた部分の性教育を実施するときには、保護者の理解を得たり、学習指導要領の内容を超える授業と超えない授業を2つ準備して、

保護者にこういう授業をするということをお知らせして、子どもにどちらを受けさせるか、選択できるようにするということが、手引の中に記載されている。

【委員】　そこが教員と学習指導要領との闘いのところで、手引きが出る前までは、この文言を使っちゃだめですよとか、これ以上のことを教えちゃいけませんというのが、学校の中でたくさん決まりがあった。足立区の議会で問題視されたのも、要領を超えた内容をやったことについて、それは保護者に確認してやったのかとか、やってはいけないことを何でやっているのか、みたいな感じで騒ぎになった。しかし、ちゃんとした内容を教えるべきである。

【副会長】　枠を超えてやるならば、やることはできるのか。

【委員】　保護者の了解を得ればいいという、若干ハードルが下がったような、上がったような、かたちである。

【委員】　これまでの取り組みの中ではやられていなかったことなので、学校としても、そこを受け入れてどのようにやっていくのか、ということを考えていかなければならない。

【副会長】　少なくとも、肯定する保護者と、否定する保護者がいたとしたら、2回授業をするということになるのか。すごく面倒くさいことでも、やりたければ、きちっとして、どうぞやってくださいということなのか。

【委員】　だから、外部講師を呼ぶ学校が多いのだと思う。

【委員】　外部講師に超えた部分をやっていただき、教員が例えば、学習指導要領の範囲をやれば、同時に2カ所で授業ができるので、そういうことなのかと思う。

【委員】　専門職がやるのと、教員が同じ文言で話しても、違ってくる。

【委員】　手引きには書かれているが、実際、どのようにしていくのかというのは、まだわからない。これからそれができるように、計画を少しずつ動かしていくという感じかと思っている。

【委員】　ぜひ現場を応援する形で、現場がやりやすい形で応援していただければと思う。

【委員】　今年6月に桜野小において、PTA主催で行った。100人超の保護者が、平日の午前中にもかかわらず来てくださり、多分アンケートをとっていたと思うので、あの辺とかが出てくると、おもしろいと思う。何で子供向けをやってくれないのかという、アンケート結果がすごく多かったと思う。

【副会長】 保護者の方が先に見て、ぜひやってほしいということか。

【委員】 ということ、校長先生が言っていた。今月末には、精華第二保育園で保育士に向けて行う。昨年、子育てフェスタのなかで、男女平等推進センターの講座としてやったのが、火付けになった。いい方向かなと思っている。

【副会長】 もう一度話を戻すと、もう少し書き方を、男女平等の部分をピックアップしたような形にしていだけないと、わからない。報告書のこの部分がこうで、それと比べて次はこうなったとか、例えば事案として、どんなことに男女平等の視点を職場の体験学習に生かされたのかみたいなお話をお聞かせいただきたい。

【会長】 可能であれば、何か追加資料をいただきたいということか。

今年度もタイトな日程ではあるが、本日がⅠとⅣで、次回からⅡ・Ⅲになるが、Ⅱ・Ⅲはボリュームがあって、いろいろな担当課に来ていただくことになっている。ⅠとⅣをもう少し議論したほうがよさそうだが。

【副会長】 次回ではなく、例えば3回目に具体的なものを回すとかはどうか。

【男女平等推進担当課長】 第2回、第3回と、来ていただく課に関しては、お願いをしている。

【会長】 では、第4回にこの続きを行いたい。ⅠとⅣに関して、ご質問等があれば事務局に、早めにご連絡いただければ、今後、資料を用意できるのではないかと、また、ご説明いただけるのではないかとと思う。

ここまでで、ほかに何かあるか。

【委員】 確認だが、第四次計画推進状況（事業予定）は、もうフィックスと、決定と思っていいか。

【会長】 基本的な事業はもう決まっているということだ。

【委員】 では、ここにあることを提案したいと思ったら、第五次になるのか。

【会長】 これは、第四次計画だが今年度の分なので、来年度の分に、今評価している内容を反映することは可能だと思う。

【委員】 第五次計画ではなくて、第四次計画の来年度の中に盛り込む、今後増やしていくという可能性があると思っていいか。

【会長】 そのタイミングが難しいが、できるだけ、ここに出された皆さんのご意見が、来年度の事業計画に反映され、よい方向に進むようにしたいと考えている。それでは、本日の主な議題は以上である。

■議題（7）その他

【会長】 事務局から次回以降のヒアリング担当課の確認と、事務連絡等があれば、お願いしたい。

【事務局】 第2回は人事課、生活経済課、健康課の3課の課長が出席する。第3回は、子ども政策課、子ども育成課、子ども家庭支援センター、高齢者支援課、地域支援課の5課の課長・所長に出席をお願いしている。

この2回で、基本施策ⅡとⅢのご審議をいただく予定である。

【会長】 では、以上で本日の審議会は終了する。

— 了 —